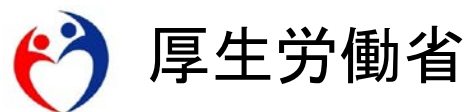


医療等分野におけるICT化の推進について

平成27年4月28日



医療等分野におけるICT化推進の方向性

医療等分野のICT化、情報化を推進することにより、

- ① 医療介護サービスの質向上、
 - ② 医療の効率化、適正化、
 - ③ 研究開発の促進
- を目指す

ICTを活用した施策を推進

医療情報の連携

・ 医療機関や介護施設で患者の情報を効率的に連携し、サービスの質向上を目指す（医療情報連携ネットワーク）

医療情報の分析

・ 分析基盤の構築や高度な分析手法により、エビデンスに基づく政策の企画・立案を行うとともに、研究開発の促進を目指す

さらに

医療等分野における番号の導入を検討し、医療のICT化・情報化の効果を一層促進

※「番号」の効果：「番号」の導入により同一患者の情報の突合が効率化し、医療機関間の連携や長期的な追跡研究が効率化。

医療等分野におけるICT活用の将来イメージ



医療情報連携ネットワークの普及促進

地域の医療機関等の中で、患者の情報をICTを活用して共有するネットワークを構築し、医療サービスの質の向上や効率的な医療の提供を実現する。

期待される効果

患者に関する豊富な情報が得られ、患者の状態に合った質の高い医療を提供

高度急性期医療、急性期医療、回復期医療、慢性期医療、在宅医療・介護の連携体制を構築

投薬や検査の重複が避けられ、患者負担も軽減される

課題

費用面を含むネットワークの持続可能性の確保、効果的な稼働の継続

ネットワーク間等での情報の相互利用性の確保

より多数の医療機関の参加と情報の双方向性の確保

具体的な取組

○ 医療情報連携ネットワークの普及促進を図るため、以下の取組を推進。

医療情報の標準化の推進

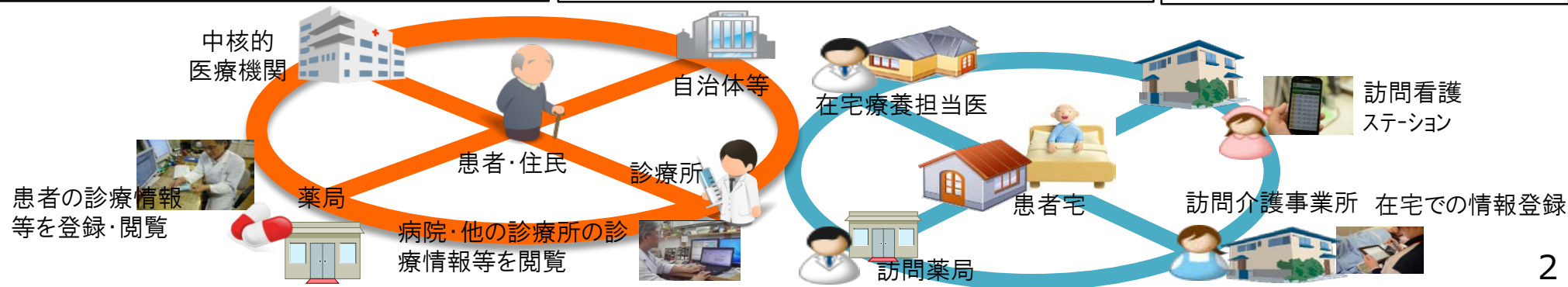
- これまで、用語やコード、データをやり取りする際の手法などに関する標準規格を策定。
- 国立病院機構において、電子カルデータを標準的な形式に変換して出力し、標準化の普及促進を図るための手順書を作成し公開。
- さらに、在宅医療・介護の情報共有や、より広域・多数の医療機関による情報共有の標準化の推進に取り組む。

ネットワーク構築の支援

- 「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に、ICTを活用した情報共有の重要性を盛り込み、ネットワーク構築への支援を促進。
※ 一部地域では、地域医療介護総合確保基金等を用いてネットワーク構築を支援している事例あり。

費用低廉化に関する検討

- 費用対効果の高い低廉なシステムを導入するため、クラウドを活用した連携モデルの確立に向けて、総務省と協力して取組を推進。



医療情報の分析と利活用の高度化の推進

医療情報の分析・利活用を行う事業を推進することにより、サービスの質の向上、効率化、研究開発を促進。

医療情報の活用例

期待される効果

レセプト情報等の活用

○ データヘルスの推進

- ・ 医療保険者が、レセプト・健診情報等を活用した「データヘルス計画」の作成・公表を行い、データ分析に基づく保健事業を本格実施



○ NDBデータ等の民間提供の推進

- ・ 研究者に限っていたNDBデータの提供を民間にも拡大。
※ 具体的な提供方法等について有識者会議において検討中

健康増進や医療費の効率化を推進

研究開発の促進



○ 介護・医療関連情報の「見える化」の推進

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域別の介護サービスの特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握可能（＝見える化）とするためのシステム構築等を推進。

受療行動の分析等によりエビデンスに基づく医療・介護政策の実施の支援を促進

診療情報等の活用

○ 医療情報データベース基盤整備事業

- ・ 10の拠点病院に電子カルテや検査結果等を収集するデータベースを整備し、PMDAに副作用等を分析するシステムを構築中

○ 臨床効果データベース構築事業

- ・ 日々の診療行為、治療結果及び診療行為の効果を、全国的に一元的に蓄積・分析・活用する取組を支援

医薬品等の安全対策を推進

医療の質の向上を推進

健康医療分野における番号の活用（イメージ）

○マイナンバー法※は、マイナンバーを行政機関が行政事務に用いることを前提

○番号の民間利用については、番号制度のインフラをうまく活用して、民間の利用者が利用しやすいものとする必要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

